

第2章

東三河地域の 高齢者の現状と 将来予測

東三河地域の高齢者を取り巻く現状について、様々な統計データに基づいてまとめています。また、現状を踏まえ今後の将来予測を示しています。

- 1 高齢者人口の状況
- 2 高齢者世帯(高齢者単独世帯・
高齢者夫婦のみの世帯)の状況
- 3 要介護等認定者
(要介護認定者・要支援認定者)の状況
- 4 認知症高齢者の状況
- 5 第9期事業計画期間における各種推計値
- 6 介護サービスの状況

1 高齢者人口の状況

(1) 高齢者人口の推移と推計

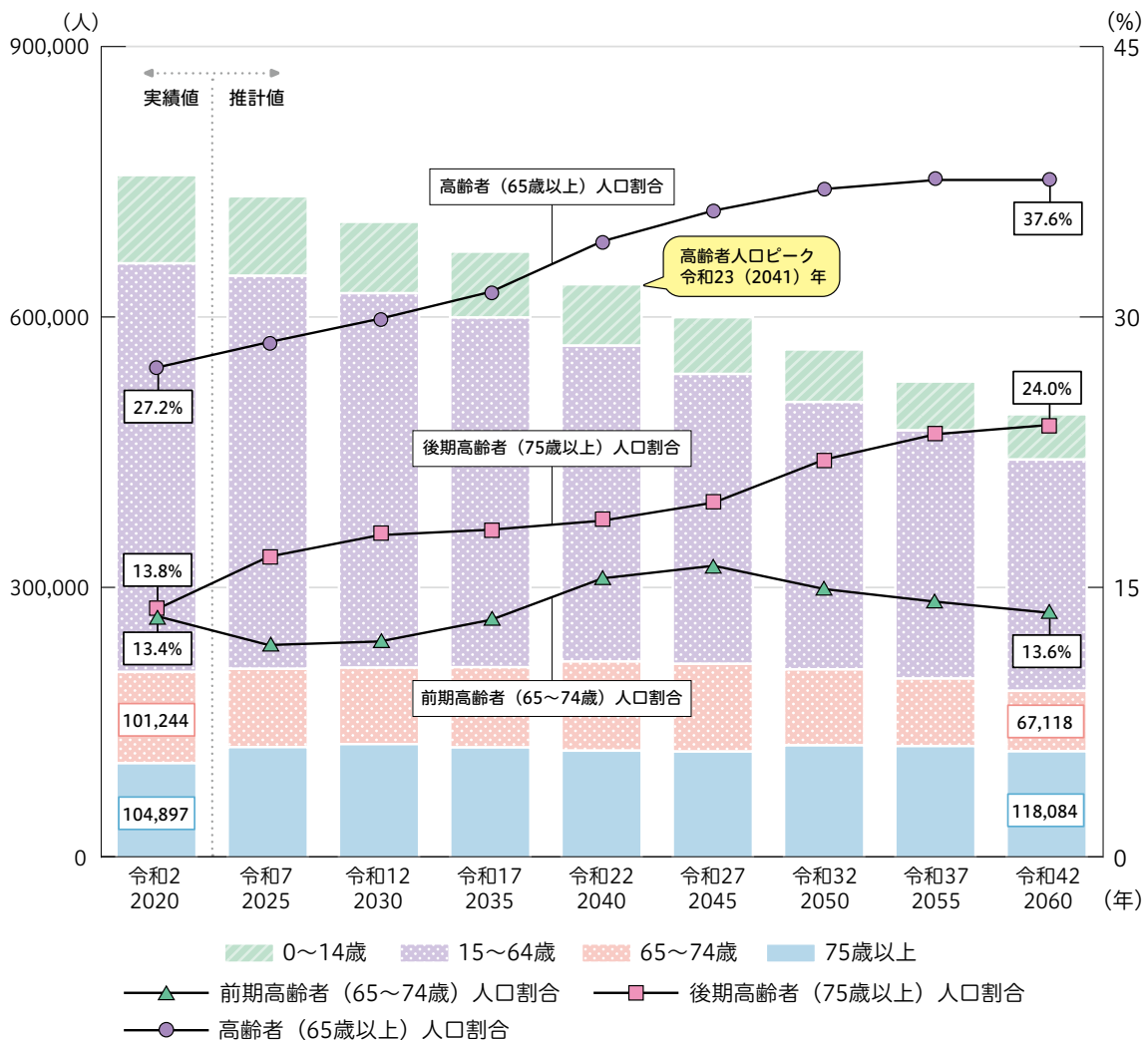
ア 高齢者人口は令和23年まで増加

東三河地域の総人口が減少過程の中、65歳以上の高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年以降も増加傾向が続き、令和23年に21万7,829人とピークを迎え、その後は減少に転じると推計されます。

イ 進展する東三河の高齢化(令和21年には3人に1人が高齢者に)

高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)は、今後も長期的に上昇傾向にあると推計されます。高齢者人口は令和23年以降は減少傾向となりますが、若年人口の減少の方が大きく、令和23年以降も高齢化が進展する見込みです。

図表2-1 総人口の推移と推計 [東三河全体]



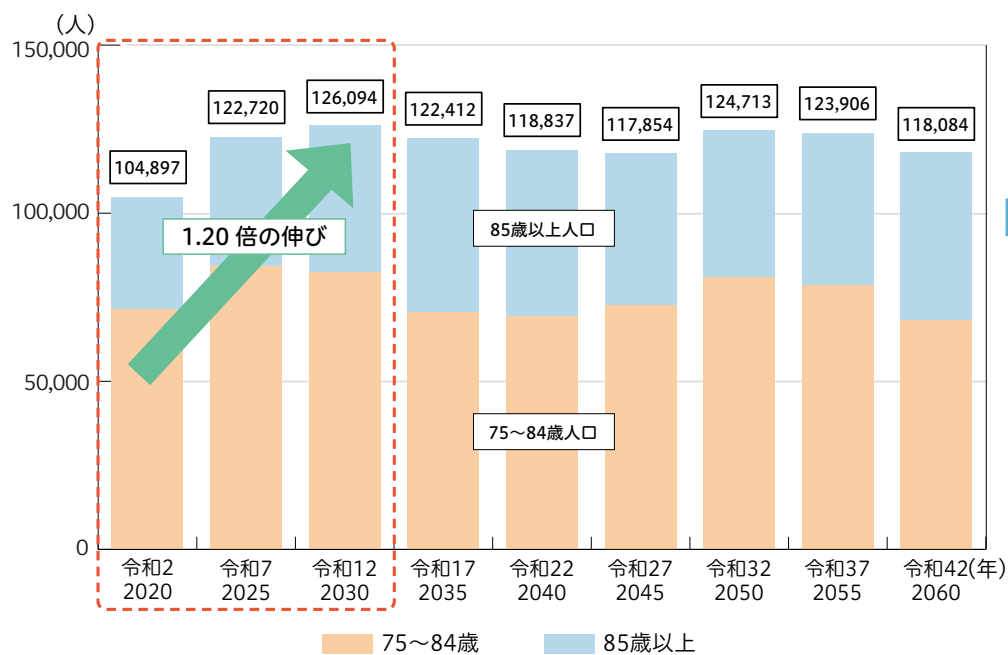
資料：令和4年10月1日現在を基準日として、平成30年～令和4年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

(2) 75歳以上の高齢者人口の推移と推計

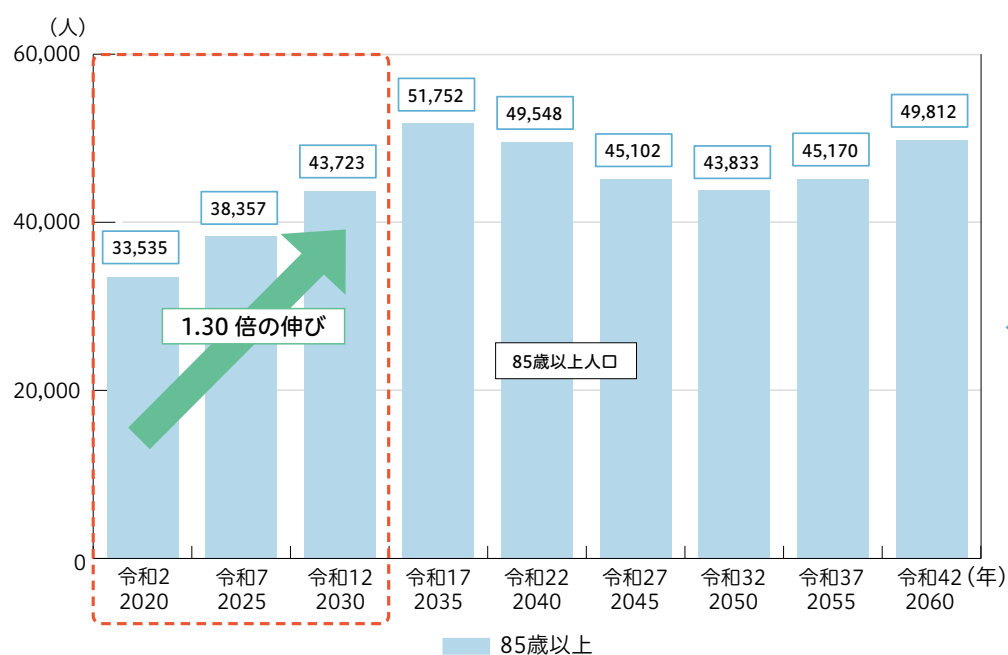
ア 令和18年にかけて、85歳以上の高齢者人口が急増

75歳以上人口は、令和2年から令和12年までの10年間に於いて、急速に増加することが見込まれます。中でも、85歳以上人口は、75歳以上人口の増加率を上回る勢いで増加し、その後も令和18年まで一貫して増加することが見込まれます。

図表2-2 75歳以上の人口の推移と推計[東三河全体]



図表2-3 85歳以上の人口の推移と推計[東三河全体]



85歳以上抜き出し

資料：令和4年10月1日現在を基準日として、平成30年～令和4年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

(3) 「団塊の世代」と「団塊ジュニア世代」に着目した人口構造の変化

ア 令和7年に後期高齢者になる「団塊の世代」

令和4年時点の前期高齢者(65歳～74歳)数は約9万8千人となっており、昭和22～24年の第一次ベビーブームに生まれた「団塊の世代」に該当する高齢者が多く含まれているため、東三河地域においても人口が多い年齢層となっています。令和7年には、「団塊の世代」全員が後期高齢者(75歳以上)になります。

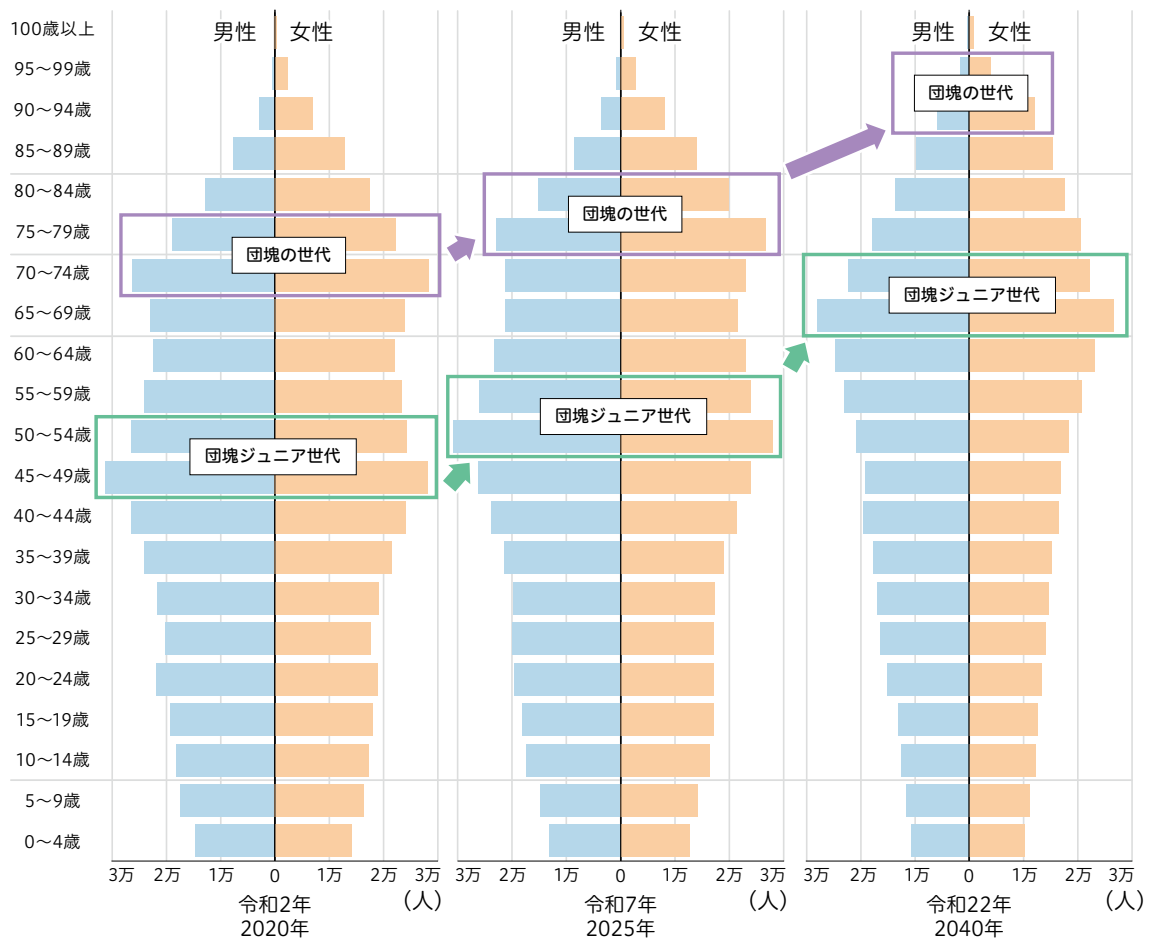
イ 令和22年に前期高齢者になる「団塊ジュニア世代」

令和4年時点の45歳～54歳の人口は約11万2千人となっており、昭和46～49年の第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が多く含まれているため、前期高齢者同様に人口が多い年齢層となっています。令和22年には、「団塊ジュニア世代」が前期高齢者になります。

ウ 今後も高まる介護サービスなどの支援ニーズ

令和22年には、「団塊ジュニア世代」は前期高齢者に、「団塊の世代」は85歳以上の高齢者になることで、加齢に伴う生活機能の低下や認知症を患うリスクが高まることから、高齢者の支援ニーズに対応するため、今後も介護サービスなどの必要性が高まることが予想されます。

図表2-4 「団塊の世代」と「団塊ジュニア世代」に着目した人口ピラミッドの変化[東三河全体]



資料：令和4年10月1日現在を基準日として、平成30年～令和4年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

(4) 圏域別の高齢化率と高齢者人口の推移と推計

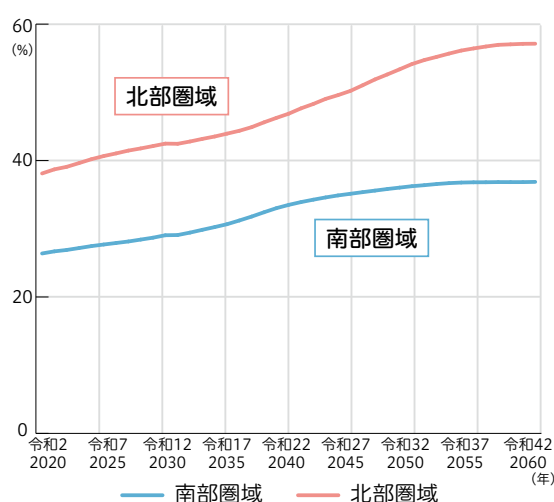
ア 北部圏域の高齢化率は南部圏域より10ポイント以上高い

高齢化率や高齢者人口に着目すると、南部圏域と北部圏域では、その値に大きな差が出ると見込まれます。

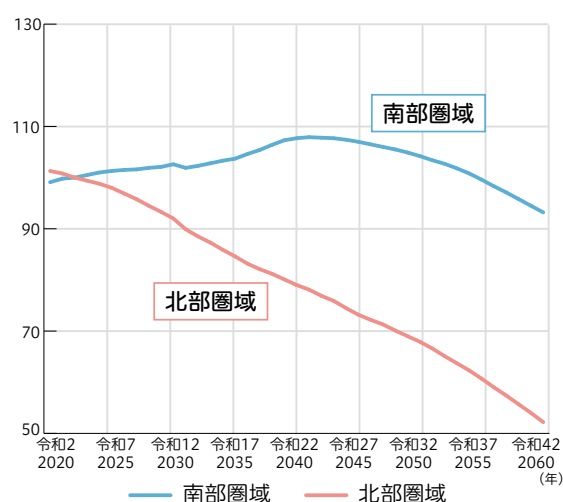
イ 南北圏域ともに高齢化が進展

北部圏域においては、高齢者人口は急激に減少していくものの、高齢化率は進展を続け、令和27年には、約半数が65歳以上になると見込まれます。

図表2-5
高齢化率の推移と推計 [東三河2区分]

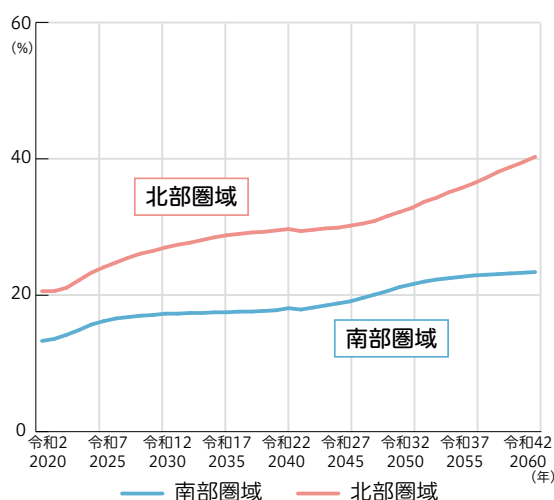


図表2-6 令和4年度を100とした場合の
高齢者人口の推移と推計 [東三河2区分]

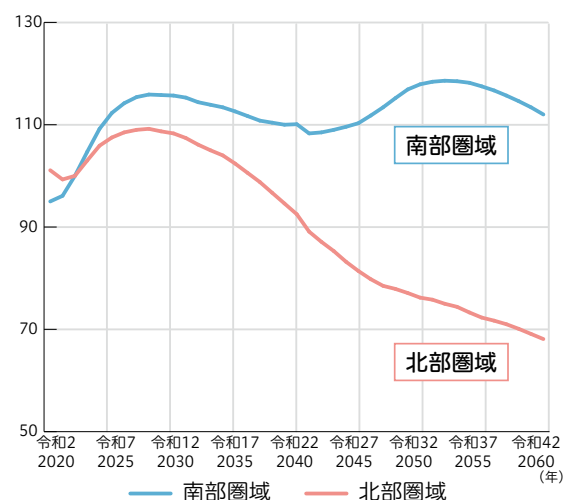


75歳以上抜き出し

図表2-7 総人口に占める後期高齢者
割合の推移と推計 [東三河2区分]



図表2-8 令和4年度を100とした場合の
後期高齢者人口の推移と推計 [東三河2区分]



資料：令和4年10月1日現在を基準日として、平成30年～令和4年の住民基本台帳（外国人を含む）人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

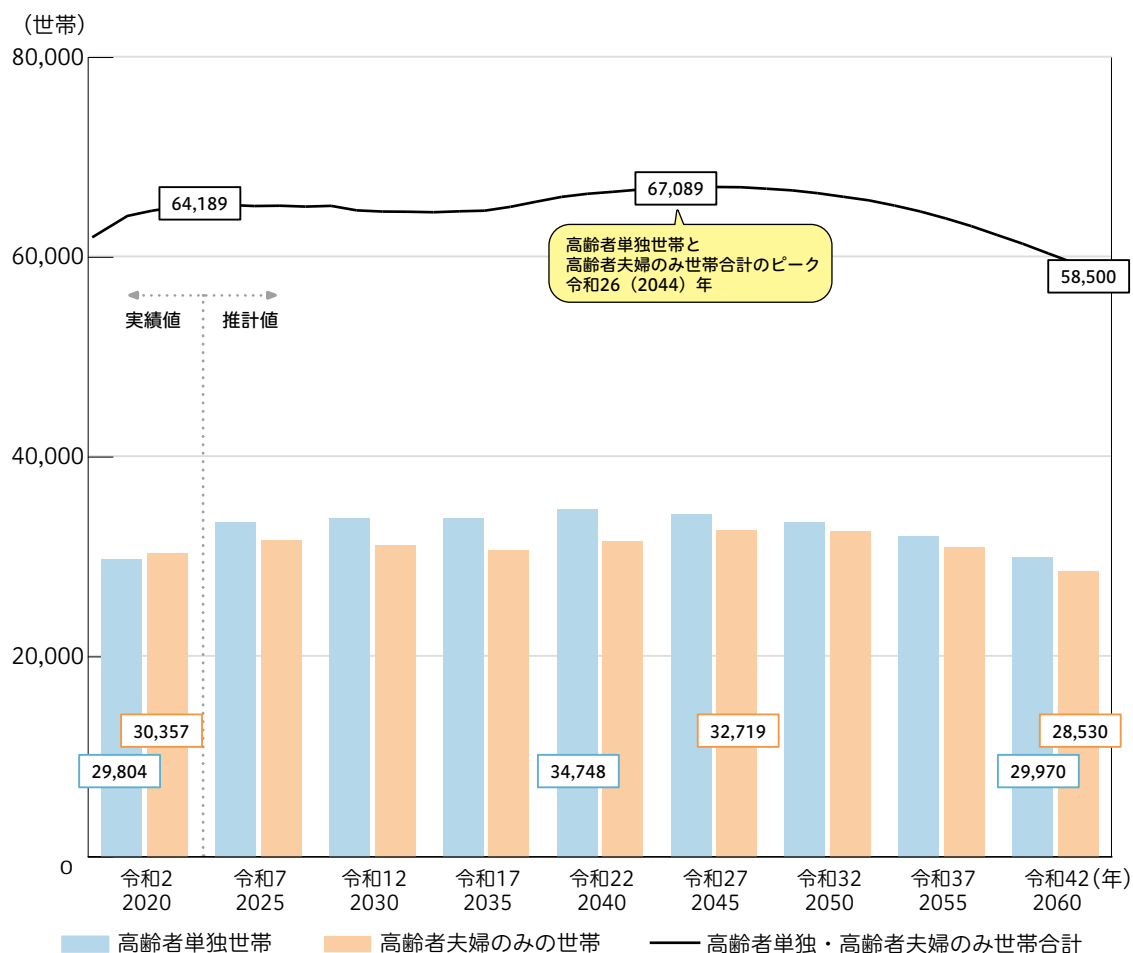
2 高齢者世帯(高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯)の状況

(1) 高齢者世帯数の推移と推計

ア 高齢者夫婦のみの世帯は令和29年まで微増

高齢者単独世帯数は、令和22年までやや増減があるものの若干増加し、その後減少に転じる見込みです。高齢者夫婦のみの世帯は、令和8年以降減少しますが、令和17年を境に、令和29年まで増加します。

図表2-9 高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯数の推移と推計 [東三河全体]



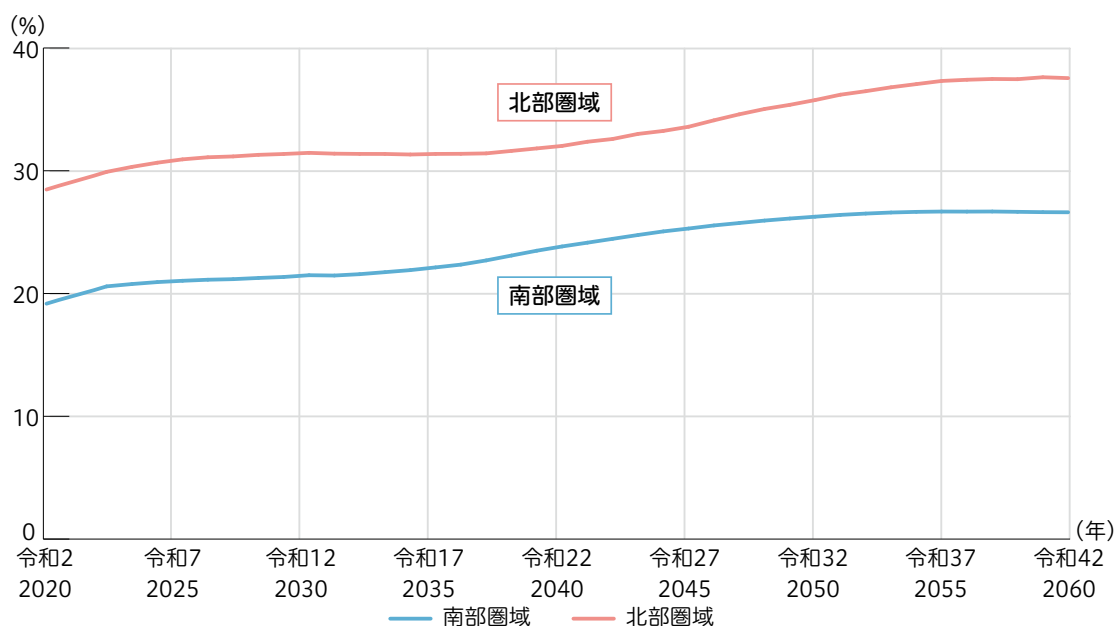
資料：平成27年10月1日・令和2年10月1日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成30年～令和4年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 高齢者夫婦のみにについては、夫の年齢のみを擬して推計

(2) 圏域別の総世帯に占める高齢者世帯の割合

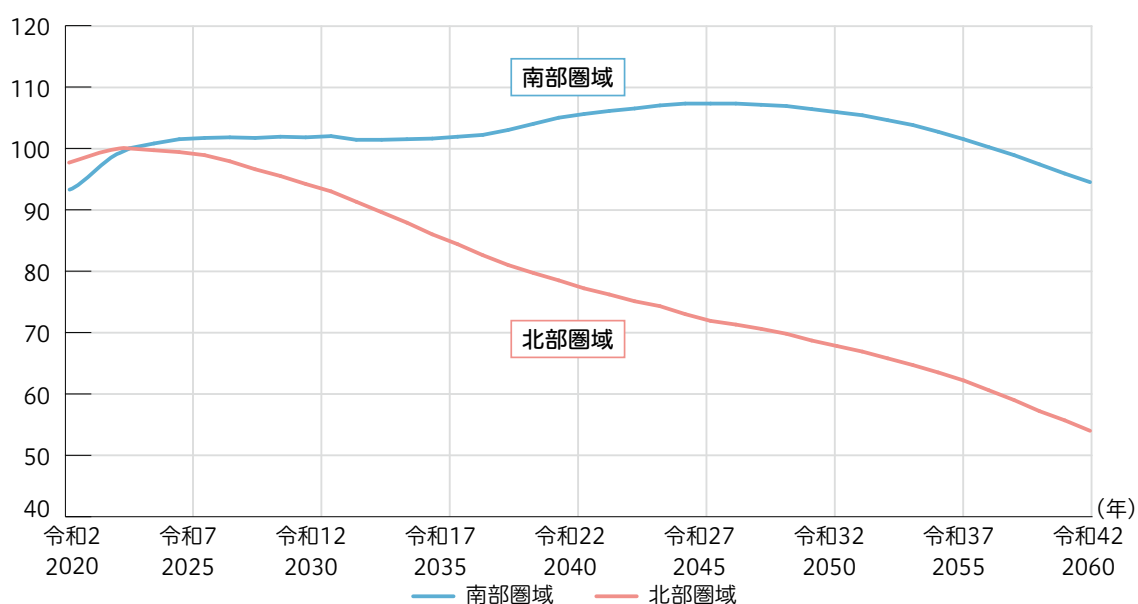
ア 北部圏域の「高齢者世帯割合」は南部圏域より10ポイント程度高い

南部圏域と北部圏域の総世帯に占める高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの「高齢者世帯割合」に着目すると、南部圏域と北部圏域は、その値に大きな差が出る見込みです。

図表2-10 総世帯に占める高齢者世帯割合の推移と推計[東三河2区分]



図表2-11 令和4年度を100とした場合の高齢者世帯の推移と推計[東三河2区分]



資料：平成27年10月1日・令和2年10月1日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成30年～令和4年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
高齢者夫婦のみにについては、夫の年齢のみを擬して推計

3

要介護等認定者

(要介護認定者・要支援認定者)の状況

(1) 要介護等認定者数の推移と推計

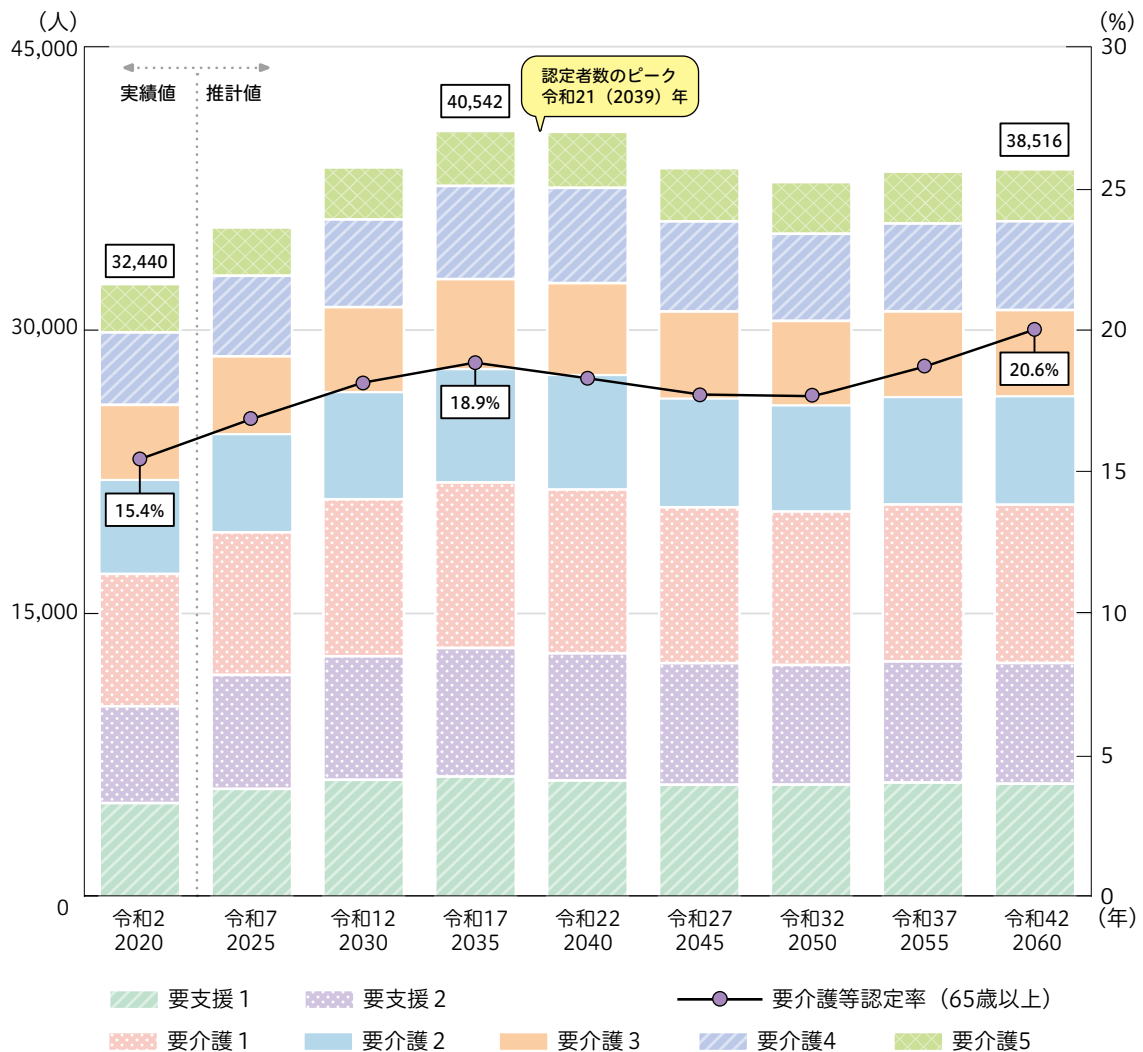
ア 4万人前後を推移する要介護等認定者

要介護等認定者数は、今後当面増加し続け、ピークの令和21年には4万658人になることが見込まれます。令和21年以降要介護等認定者数は減少する見込みですが、令和34年を境に再び増加に転じることが見込まれます。

イ 要介護等認定率は後期高齢者(特に85歳以上)の増加に準じて上昇

65歳以上の要介護等認定率は、当面は増加傾向で推移しますが、令和17年を境に一旦減少に転じ、その後令和30年から再び増加する見込みです。

図表2-12 要介護等認定者数の推移と推計 [東三河全体]



資料：令和4年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び
令和4年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

(2) 圏域別の要介護等認定率と認定者数の推移と推計

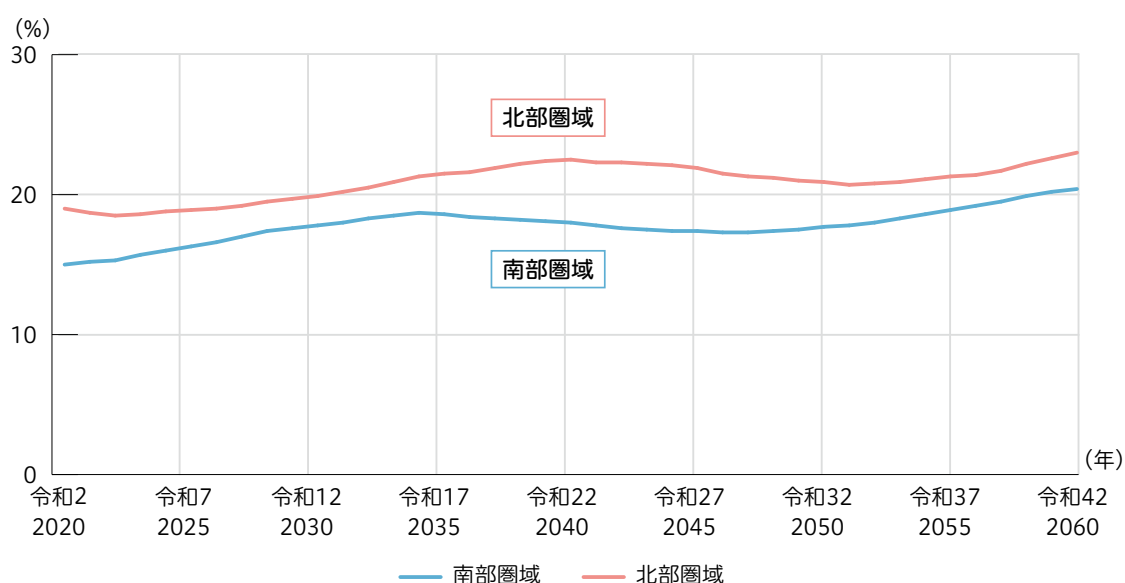
ア 北部圏域の要介護等認定率は南部圏域より5ポイント前後高い

北部圏域と南部圏域の要介護等認定率に着目すると、北部圏域と南部圏域は、ピークとなる年が異なるなど、その値に差が出る見込みです。

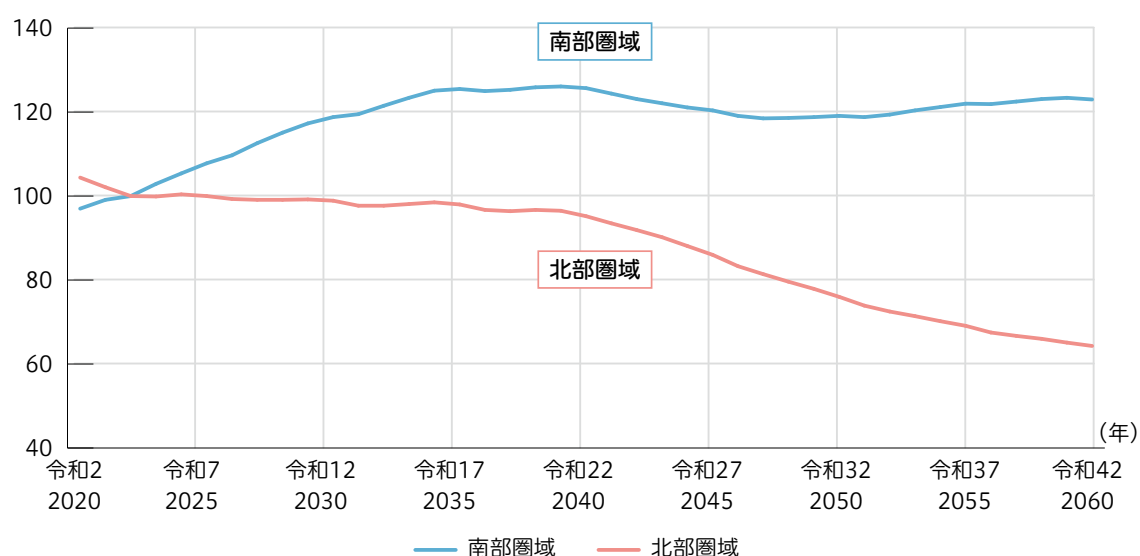
イ 増加傾向にある南部圏域の要介護等認定者

北部圏域の要介護等認定者数は、今後減少していくと見込まれます。南部圏域においては、要介護等認定者数は急速に増加が見込まれ、令和17年頃にピークを迎えると見込まれます。

図表2-13 要介護等認定率(第1号被保険者)の推移と推計 [東三河2区分]



図表2-14 令和4年度を100とした場合の要介護等認定者数の推移と推計 [東三河2区分]



資料：令和4年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び
令和4年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

(3) 各歳別の要介護等認定率

ア 加齢とともに要介護等認定率は上昇

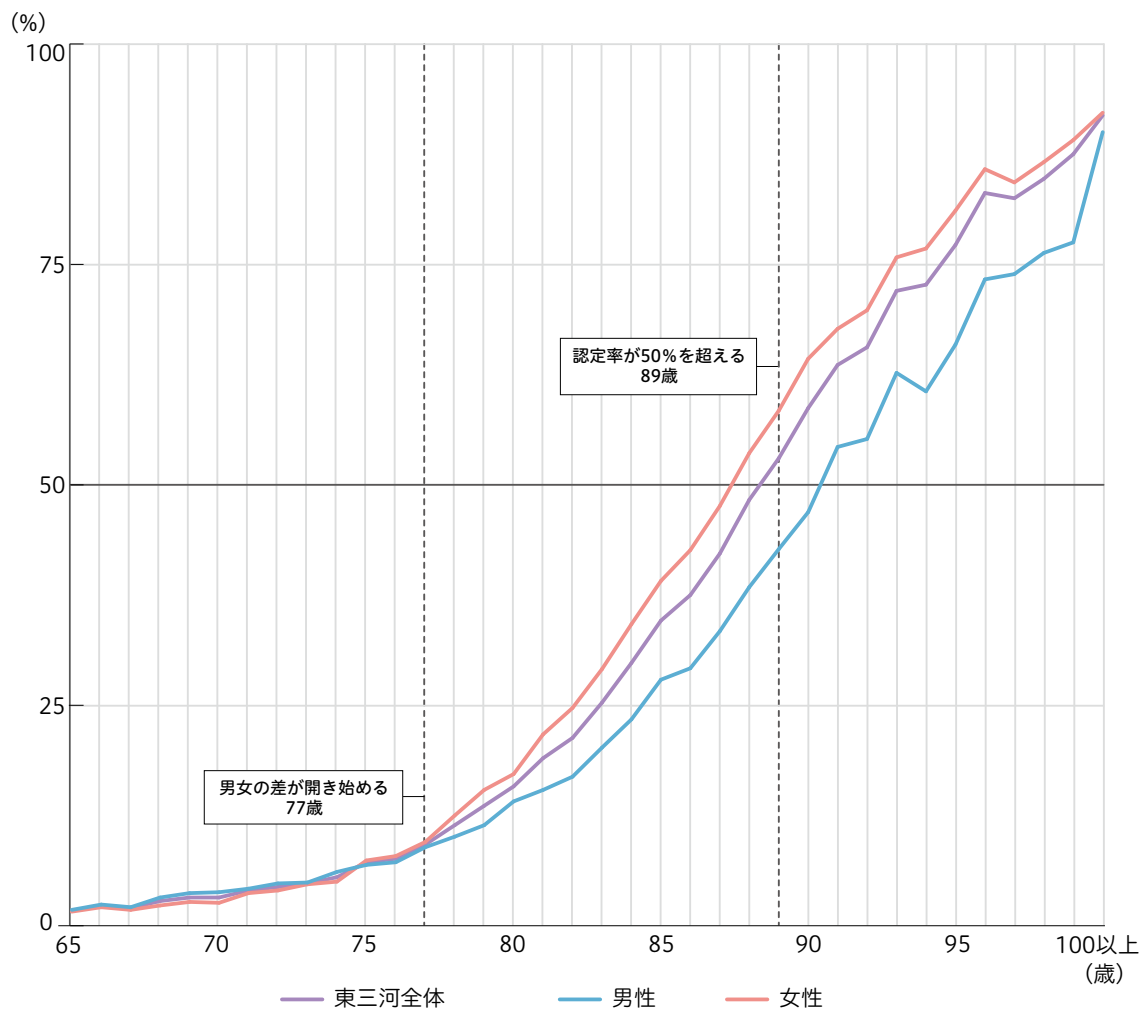
65歳以上の要介護等認定率は16.1%、75歳以上の要介護等認定率は27.3%、85歳以上の要介護等認定率は52.9%と、年齢が高くなるにつれ、要介護等認定率も上昇します。

イ 要介護等認定率が50%を超える年齢は89歳

東三河地域では、各歳別の要介護等認定率は77歳から男女で差が開き始め、その後要介護等認定率は上昇し、89歳になると過半数が認定を受けている状況です。男女別では、男性が91歳、女性が88歳になると過半数が認定を受けており、男女で年齢に差があります。

また、圏域別に過半数が認定を受ける年齢を確認したところ、男女別の状況や年齢等に東三河全体の結果と大きな違いは見られませんでした。

図表2-15 各歳別の要介護等認定率 [東三河全体]



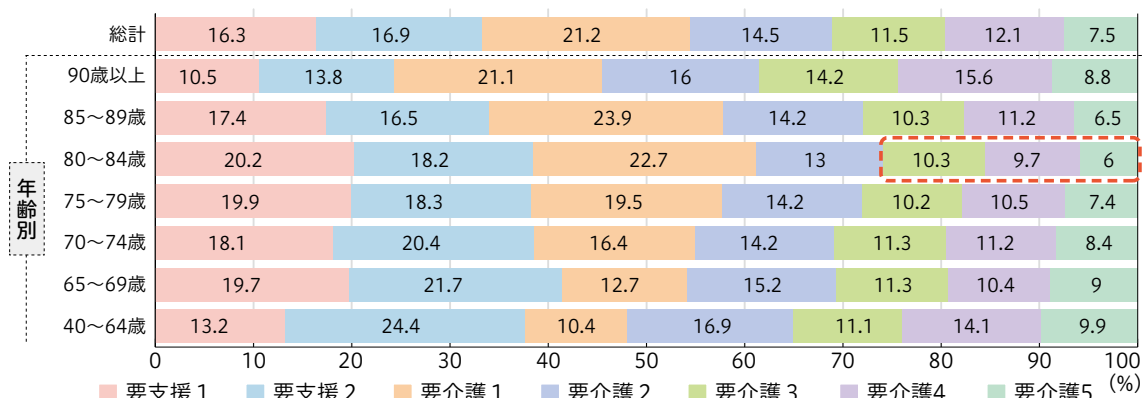
資料：令和4年9月30日現在の要介護等認定者データに基づき集計

(4) 年齢階級別の要介護度の割合

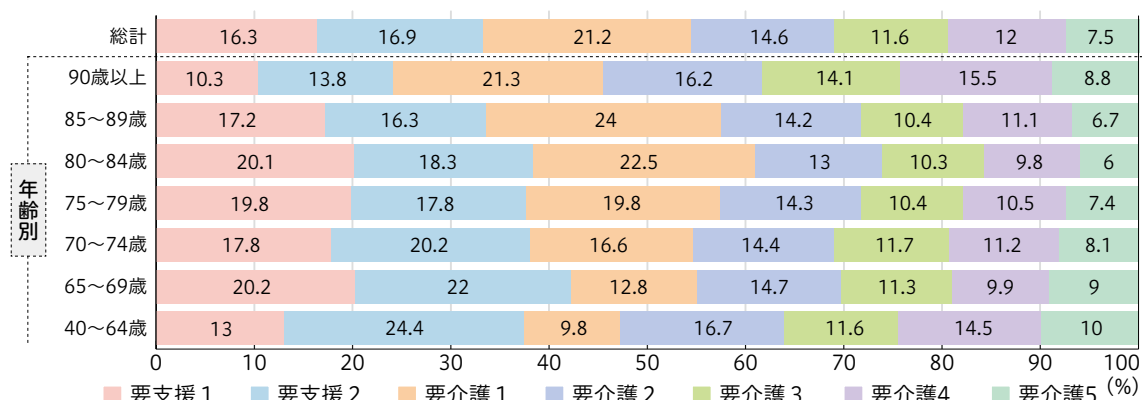
ア 重度認定者の割合は80～84歳が最も低い

年齢階級別に要介護度の割合を比較すると、80歳～84歳を中心として、年齢階級が低くなるにつれ、また年齢階級が高くなるにつれ、要介護3以上の重度認定者の割合が増加します。90歳以上では、約4割の方が要介護3以上の重度認定者となっています。

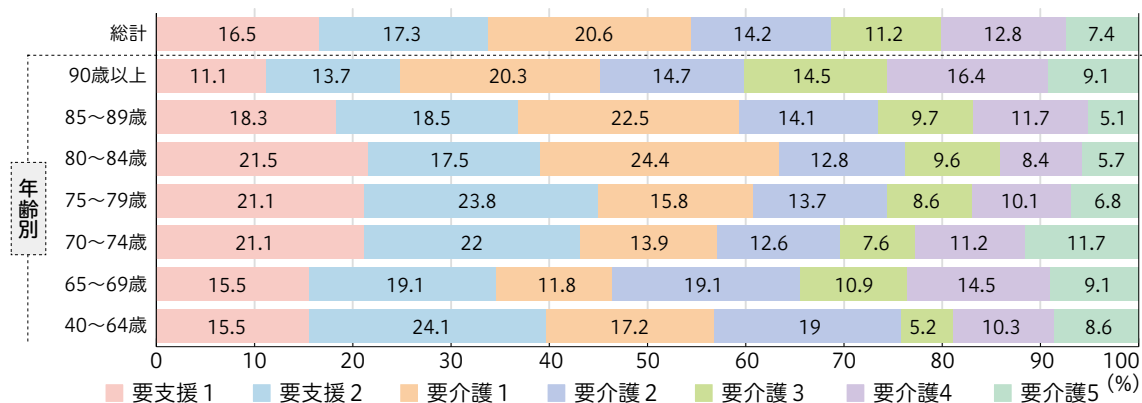
図表2-16 年齢階級別の要介護等認定者の割合 [東三河全体]



図表2-17 年齢階級別の要介護等認定者の割合 [南部圏域]



図表2-18 年齢階級別の要介護等認定者の割合 [北部圏域]



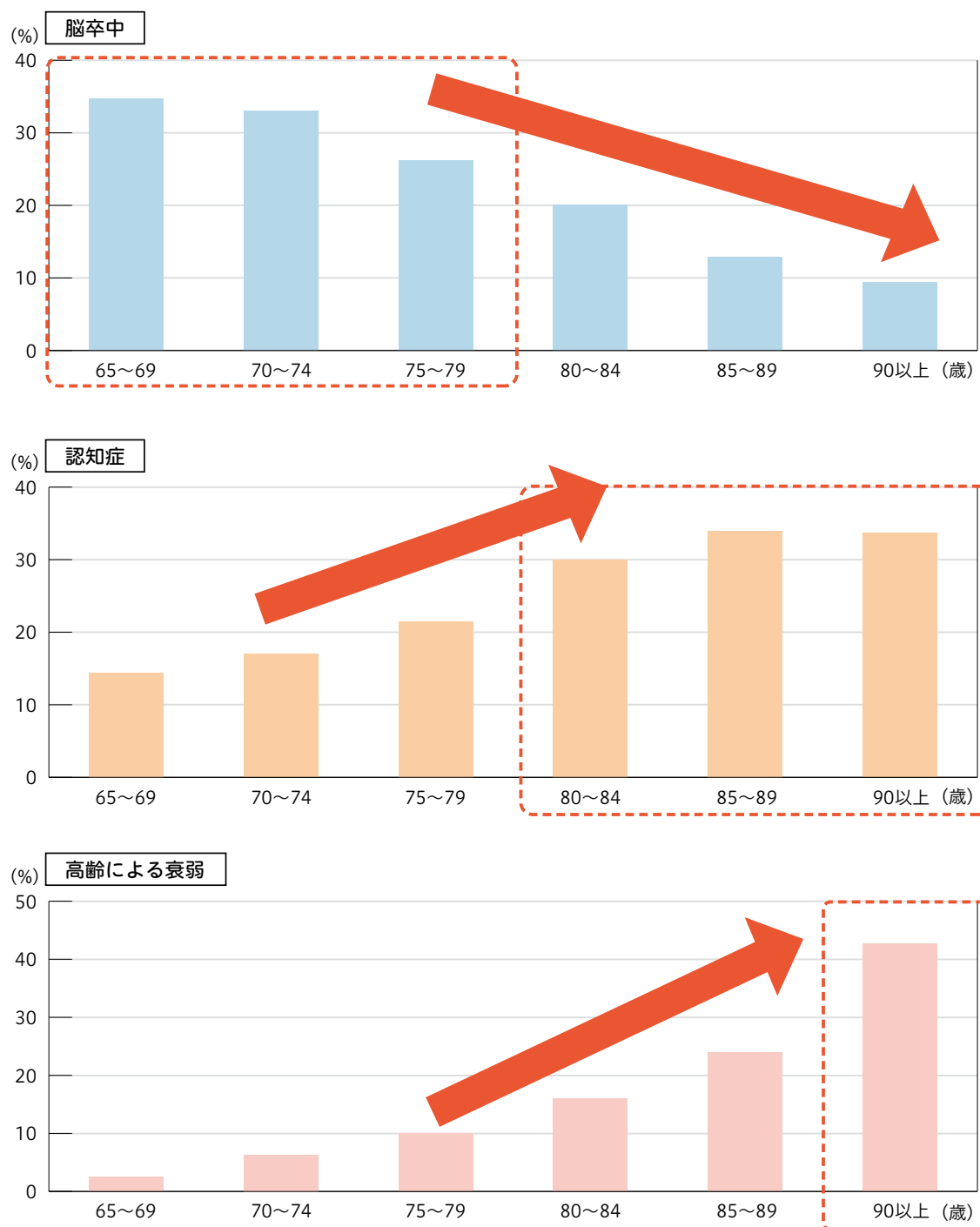
資料：令和4年9月30日現在の要介護等認定者データに基づき集計

(5) 年齢階級別の介護を必要とする原因の割合

ア 介護を必要とする原因は年齢階級別で顕著に異なる

介護を必要とする主な原因を年齢階級別に比較すると、65歳から79歳までは「脳卒中」、80歳以上は「認知症」、90歳以上は「高齢による衰弱」の割合が高くなっています。

図表2-19 介護が必要になった主な原因[東三河全体]



資料：要介護等認定者ニーズ調査(令和4年8月)

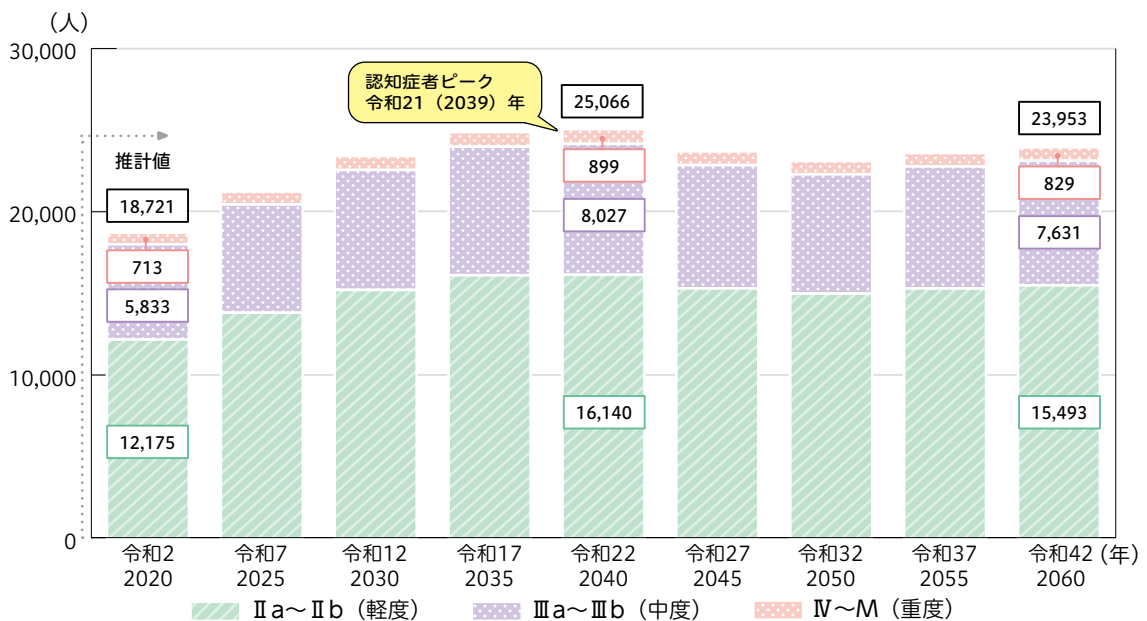
4 認知症高齢者の状況

(1) 要介護等認定者に占める認知症者の推移と推計

ア 認知症者数は2万5千人前後を推移

65歳以上の要介護等認定者に占める認知症者の数は、ピークとなる令和21年には2万5,142人になると見込まれます。要介護等認定者に占める認知症者の割合は、令和元年実績で61.5%となっています。

図表2-20 認知症者数の推移と推計 [東三河全体]



資料：令和元年10月1日の男女別×年齢5歳階級別の人口及び9月30日時点の要介護等認定者情報を基準として推計。令和2年以降の要介護等認定者情報は、新型コロナウイルス感染症の影響により面会が困難で訪問調査ができず、有効期間を延長する「臨時的な取扱い」をした場合、当該更新申請者は「認定調査時の認知症自立度」※の判定をしておらず、正確なデータが存在しないため、令和元年実績を基に影響を受けている年度の値を補正して推計を実施

※認知症自立度について

- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
 - II a. 家庭外で上記IIの状態が見られる。
 - II b. 家庭内でも上記IIの状態が見られる。
- III 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
 - III a. 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
 - III b. 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
- IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

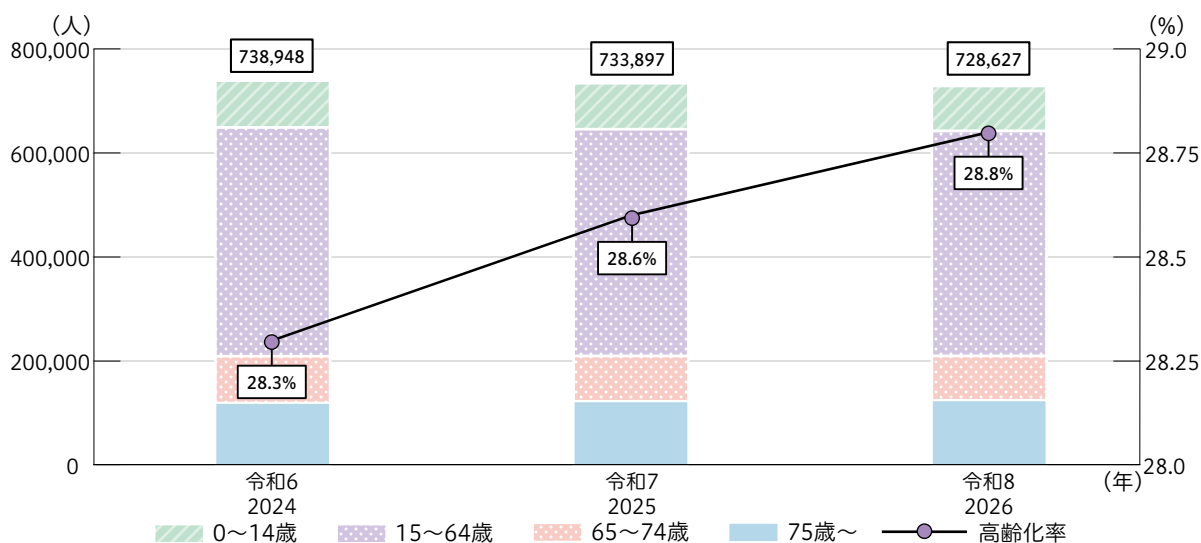
(出典)「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について
(平成5年10月26日老健第135号、厚生省老人保健福祉局長通知)

5 第9期事業計画期間における各種推計値

(1) 高齢者人口の推計

東三河地域の総人口は、令和6年から令和8年にかけて緩やかに減少する見込みですが、その一方、65歳以上の高齢者人口は緩やかに増加することが見込まれます。総人口の減少と高齢者の増加により、高齢化率のさらなる上昇が見込まれ、第9期事業計画の最終年度である令和8年には、高齢化率は28.8%に達すると推計しています。

図表2-21 第9期事業計画期間中の高齢者人口の推計[東三河全体]



図表2-22 第9期事業計画期間中の年齢区分ごとの推計[東三河全体]

年齢区分	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	(人)
0～14歳	90,038	88,278	86,439	
15～64歳	439,619	436,020	432,488	
65～74歳	89,804	86,879	85,028	
75歳以上	119,487	122,720	124,672	
計	738,948	733,897	728,627	

図表2-23 第9期事業計画期間中の高齢者人口と高齢化率の推計[東三河全体]

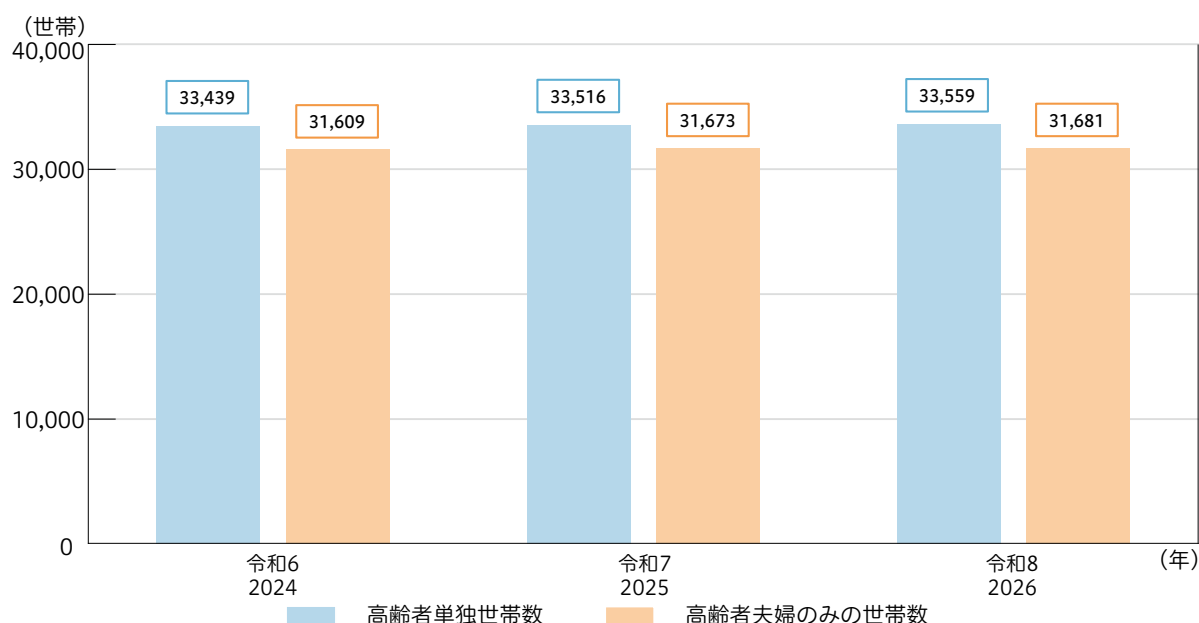
区分	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年
高齢者人口 (人)	209,291	209,599	209,700
高齢化率 (%)	28.3	28.6	28.8

資料：令和4年10月1日現在を基準日として、平成30年～令和4年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

(2) 高齢者世帯数の推計

東三河地域の高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみの世帯は、令和6年から令和8年にかけて緩やかに増加することが見込まれます。第9期事業計画の最終年度となる令和8年の高齢者世帯は、65歳以上の高齢者単独世帯が33,559世帯、65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯は31,681世帯で、合わせると全世帯の21.8%を占めると推計しています。

図表2-24 第9期事業計画期間中の高齢者世帯数の推計[東三河全体]



図表2-25 第9期事業計画期間中の総世帯数と高齢者世帯ごとの推計[東三河全体]

世帯数	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	(世帯)
総世帯数	301,668	300,737	299,670	
高齢者単独世帯数	33,439	33,516	33,559	
うち前期高齢者単独世帯	13,059	12,620	12,355	
うち後期高齢者単独世帯	20,380	20,896	21,204	
高齢者夫婦のみの世帯数	31,609	31,673	31,681	

図表2-26 第9期事業計画期間中の高齢者世帯割合の推移と推計[東三河全体]

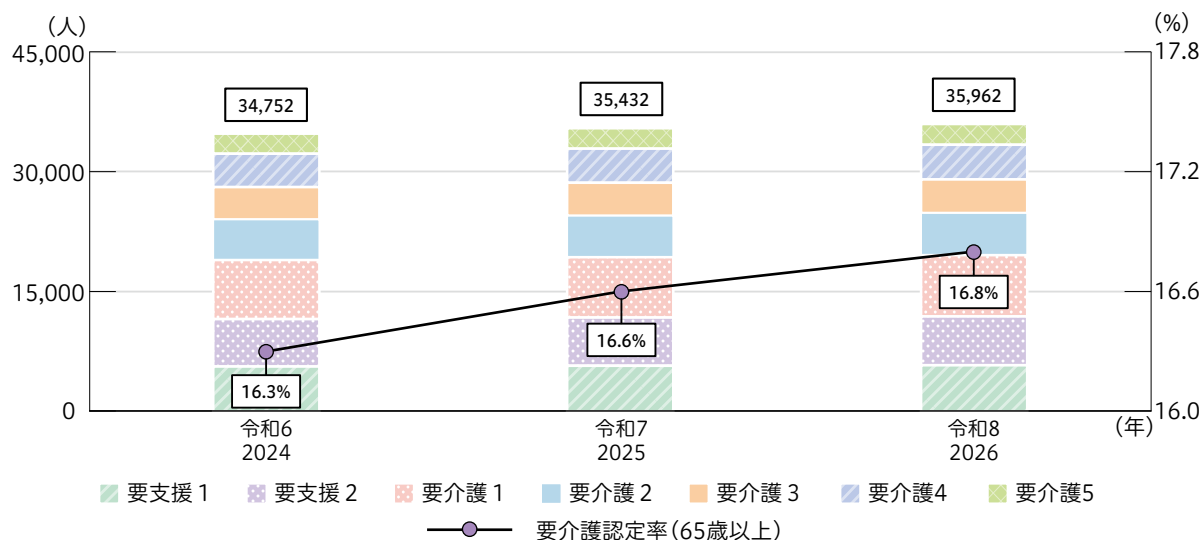
世帯率	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	(%)
高齢者単独世帯率 (①)	11.1	11.1	11.2	
高齢者夫婦のみの世帯率 (②)	10.5	10.5	10.6	
高齢者のみの世帯率 (①+②)	21.6	21.7	21.8	

資料：平成27年10月1日・令和2年10月1日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成30年～令和4年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 高齢者夫婦のみにについては、夫の年齢のみを使用して世帯主率法を擬して推計

(3) 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数は、高齢者人口の増加とともに、令和6年から令和8年にかけて増加していくことが見込まれます。第9期事業計画の最終年度となる令和8年の40歳以上の要介護等認定者数は35,962人、65歳以上の要介護等認定率は16.8%になると推計しています。

図表2-27 第9期事業計画期間中の要介護等認定者数及び65歳以上の認定率の推計[東三河全体]



図表2-28 第9期事業計画期間中の要介護度別の認定者数の推計[東三河全体]

40歳以上の認定者数	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	(人)
要介護5	2,507	2,555	2,596	
要介護4	4,178	4,265	4,340	
要介護3	4,046	4,128	4,198	
要介護2	5,080	5,188	5,276	
要介護1	7,391	7,548	7,667	
要支援2	5,930	6,033	6,108	
要支援1	5,620	5,715	5,777	
合計	34,752	35,432	35,962	

図表2-29 第9期事業計画期間中の要介護等認定率の推計[東三河全体]

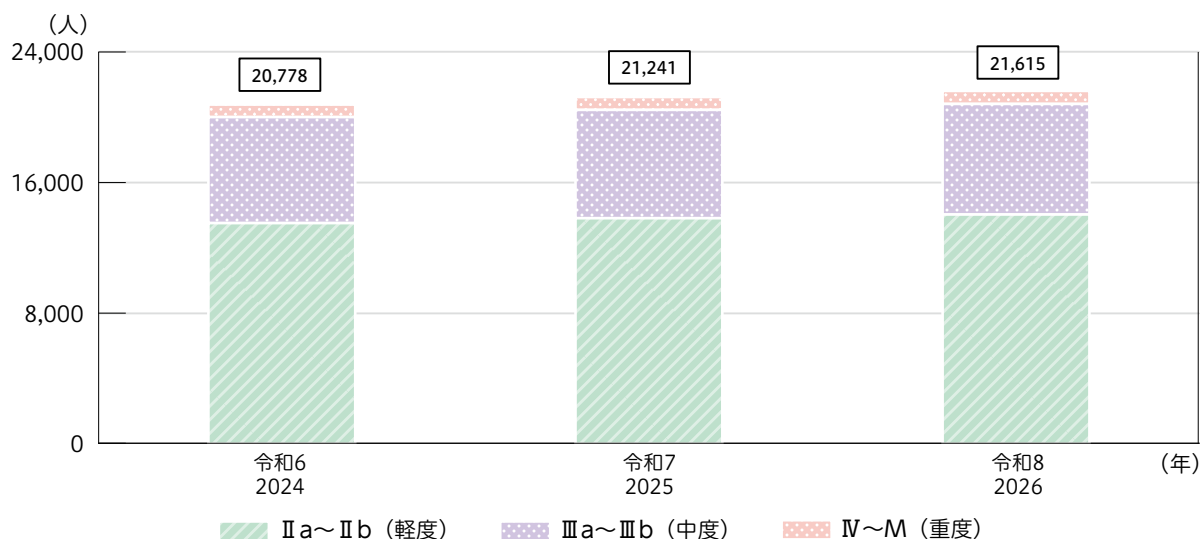
65歳以上の認定者数・認定率	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年
認定者数(①)(人)	34,054	34,739	35,269
高齢者人口(②)(人)	209,291	209,599	209,700
要介護等認定率(①/②×100)(%)	16.3	16.6	16.8

資料：令和4年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び令和4年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

(4) 認知症者数の推計

認知症者数も、65歳以上の高齢者人口の増加とともに、令和6年から令和8年にかけて緩やかに増加していくことが見込まれます。第9期事業計画の最終年度となる令和8年の認知症者数は、21,615人になると推計しています。

図表2-30 第9期事業計画期間中の認知症者数の推計 [東三河全体]



図表2-31 第9期事業計画期間中の認知症自立度*ごとの推計 [東三河全体]

認知症者数	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	(人)
非認知症者 (自立～Ⅰ)	13,974	14,191	14,347	
認知症者計	20,778	21,241	21,615	
Ⅱa～Ⅱb (軽度)	13,517	13,816	14,044	
Ⅲa～Ⅲb (中度)	6,494	6,636	6,773	
Ⅳ～Ⅴ (重度)	767	789	798	

※認知症自立度についてはP.27を参照

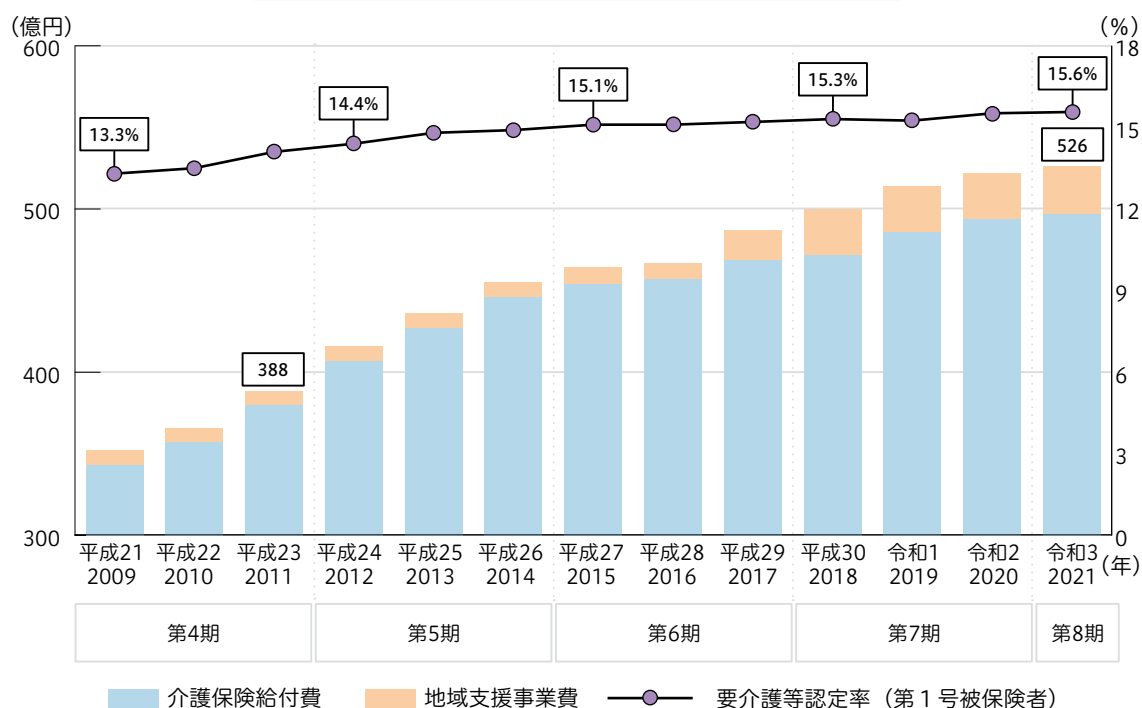
6 介護サービスの状況

(1) 介護サービス費の推移

ア 過去10年で介護サービス費は1.4倍増加

東三河地域の介護サービス費は、要介護等認定率の上昇とともに年々増加しており、第4期事業計画の最終年度となる平成23年度の約388億円と比較し、第8期事業計画の初年度となる令和3年度には約526億円と、10年で1.4倍(約138億円)増加しています。今後も、高齢化の進展とともに費用の増加が見込まれています。

図表2-32 介護サービス費及び要介護等認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告(年報)(厚生労働省)、令和3年度東三河広域連合介護保険特別会計(決算資料)

◎ 次のページ以降、サービス類型及びサービス種別については下表のとおり扱います。

サービス類型		サービス種別(介護予防サービス含む)
居宅サービス	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅療養管理指導
	通所系	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
	短期入所	短期入所生活介護、短期入所療養介護
	その他	住宅改修費、福祉用具貸与(販売)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、ケアマネジメント
居住系サービス		特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、グループホーム
施設サービス		特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

(2) 保険給付実績の状況

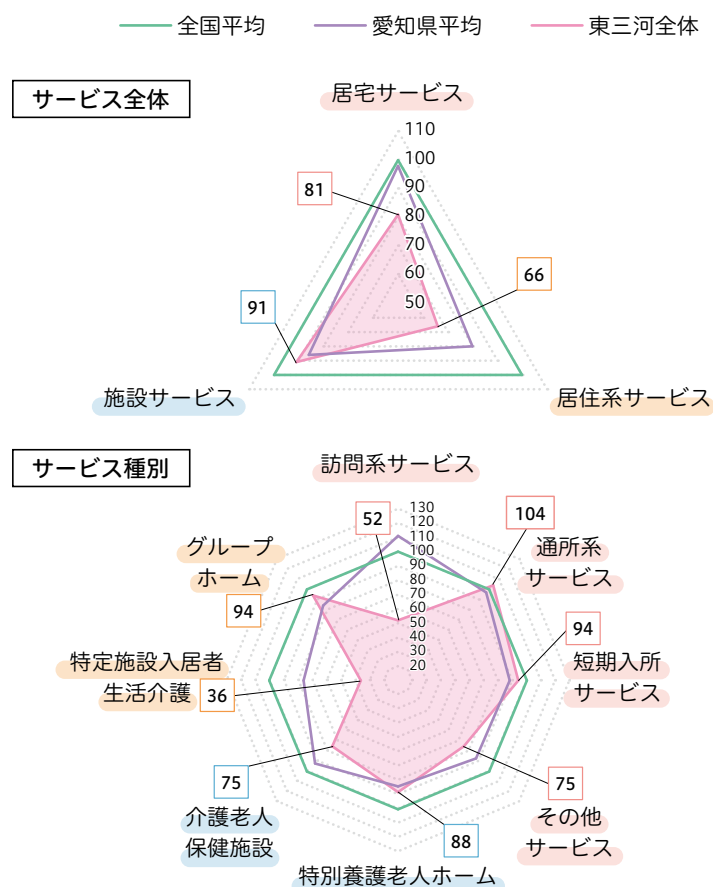
ア 東三河地域の保険給付(被保険者一人当たり)は全国平均や愛知県平均と比べて低い

「第1号被保険者(65歳以上の方)一人当たりの保険給付」の全国平均を100とした場合のサービス全体及びサービス類型ごとの指数を比較したところ、東三河地域ではサービス全体が82、居宅サービスが81、施設サービスが91、居住系サービスが66といずれも低くなっています。

図表2-33 サービス類型別の利用状況(被保険者一人当たりの保険給付(全国を100とした場合の指数))

	全体												
	居宅サービス						施設サービス				居住系サービス		
		訪問系サービス	通所系サービス	短期入所サービス	その他サービス		老人ホーム	特別養護	介護老人保健施設	介護医療院、介護療養型医療施設	生活介護	特定施設入居者	グループホーム
全国平均	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
愛知県平均	92	98	111	97	88	87	86	84	92	70	80	76	84
東三河全体	82	81	52	104	94	75	91	88	75	205	66	36	94

※特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護は地域密着型を含む



資料：令和4年4月利用分(人口は4月末) 介護保険事業状況報告(厚生労働省) 住宅改修・福祉用具購入費は含まない

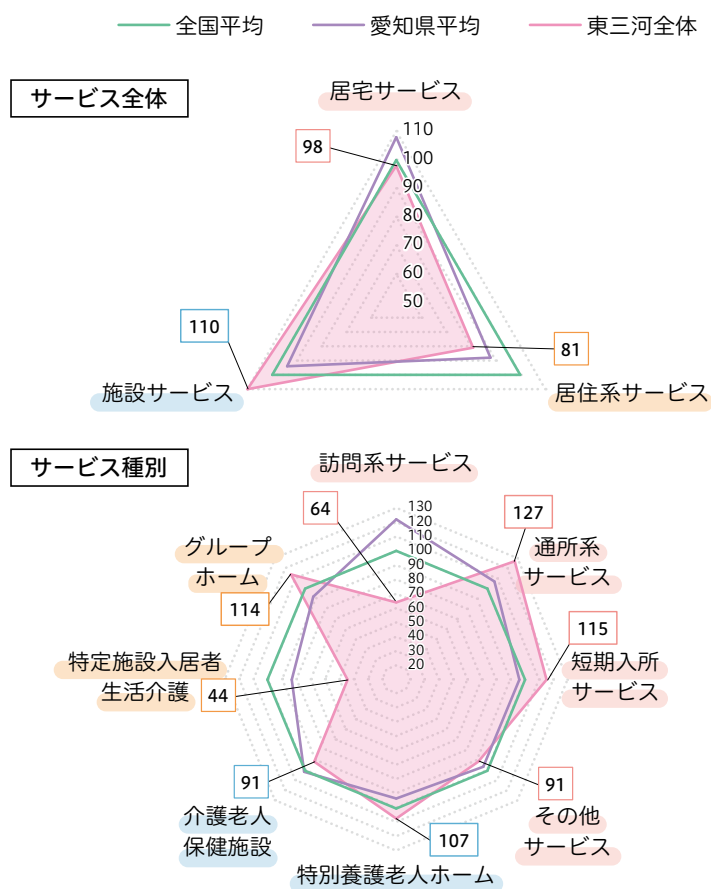
イ 東三河地域の保険給付(認定者一人当たり)は通所系、短期入所、施設サービスが高い

「第1号要介護等認定者一人当たりの保険給付」の全国平均を100とした場合のサービス全体及びサービス類型ごとの指数を比較したところ、東三河地域ではサービス全体が100、居宅サービスが98、施設サービスが110、居住系サービスが81と、施設サービスが高くなっています。サービス別では、通所系や短期入所サービス、特別養護老人ホーム、グループホームなどが高くなっています。

図表2-34 サービス類型別の利用状況(認定者一人当たりの保険給付(全国を100とした場合の指数))

	全体													
	居宅サービス						施設サービス				居住系サービス			
		訪問系サービス	通所系サービス	短期入所サービス	その他サービス		老人ホーム	特別養護	介護老人保健施設	介護医療院、介護療養型医療施設		生活介護	特定施設入居者	グループホーム
全国平均	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
愛知県平均	101	108	122	107	96	96	94	93	101	77	88	83	92	
東三河全体	100	98	64	127	115	91	110	107	91	250	81	44	114	

※特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護は地域密着型を含む



資料：令和4年4月利用分(人口は4月末) 介護保険事業状況報告(厚生労働省) 住宅改修・福祉用具購入費は含まない

ウ 東三河地域の要介護等認定率は全国平均や愛知県平均と比べて低い

保険給付費に影響を与える要素は、介護サービスを利用する要介護等認定者数であり、つまり「要介護等認定率」の高低によってその費用が増減していきます。

東三河地域の要介護等認定率は、全国平均や愛知県平均と比べて低くなっています。これは、この地域では元気な高齢者が多い、又は介護保険を使わなくても生活が成り立っている高齢者が多いことが要因として挙げられます。

図表2-35 全国平均・愛知県平均・東三河全体の要介護等認定率(第2号被保険者を除く)

	全国平均	愛知県平均	東三河全体	(%)
要介護等認定率(第2号被保険者を除く)	18.9	17.2	15.5	

資料：令和4年4月末現在 介護保険事業状況報告(厚生労働省)

エ 東三河地域の世帯状況が介護サービスの需要に大きく影響

総世帯に占める、高齢者と家族等(65歳未満)が同居する世帯(以下「家族同居高齢者世帯」という。)の割合は全国平均や愛知県平均と比べて高くなっており、また高齢者単独世帯の割合は全国平均よりも低く、愛知県平均とほぼ同じ結果となっています。

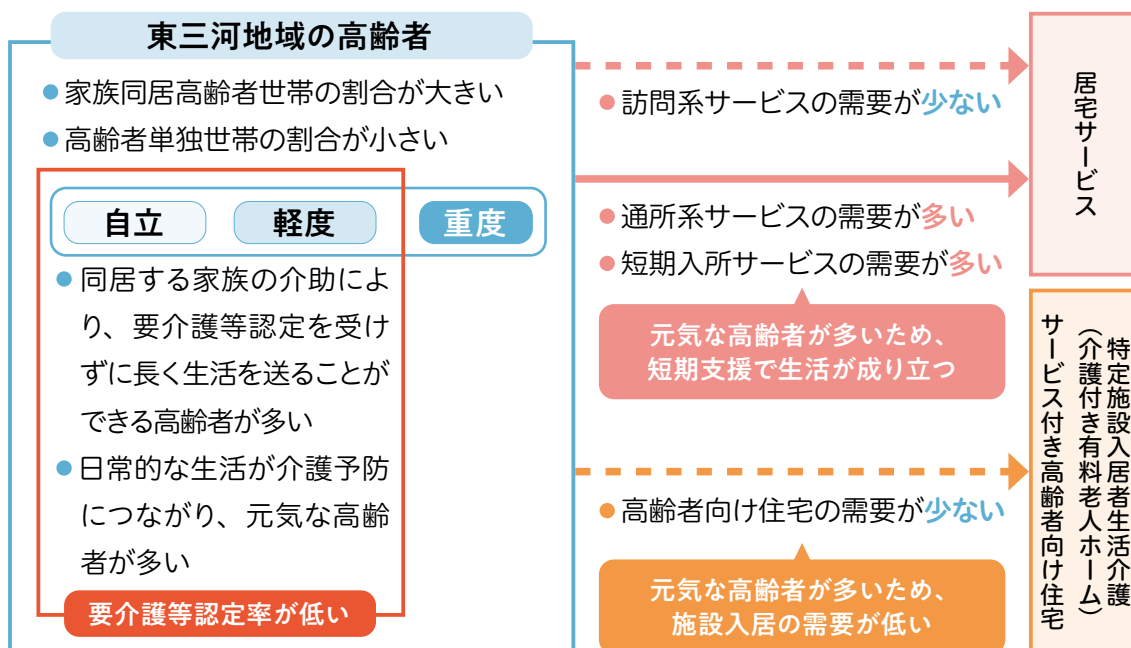
家族同居高齢者世帯の割合が顕著に大きく、高齢者単独世帯の割合が小さいことを要因として、図表2-37のように、要介護等認定の状況やサービス需要の傾向などに特徴が表れています。

図表2-36 全国平均・愛知県平均・東三河全体の総世帯に占める各世帯の割合

	全国平均	愛知県平均	東三河全体	(%)
家族同居高齢者世帯	17.2	16.6	22.2	
高齢者単独世帯	12.1	10.0	10.1	

資料：令和2年国勢調査(総務省)

図表2-37 東三河地域のサービス需要等の傾向



(3) 圏域別介護サービスの供給状況

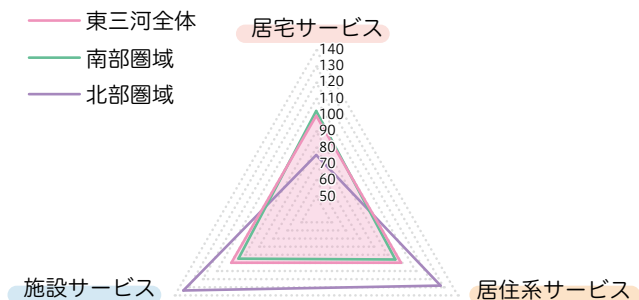
ア 北部圏域と南部圏域では保険給付費の状況が顕著に異なる

「第1号要介護等認定者一人当たりの保険給付」の東三河全体を100とした場合、サービス全体の値では南北圏域間の差がほとんどないにもかかわらず、北部圏域では施設サービス及び居住系サービスの値が大きく上回っている一方で、居宅サービスの値は大きく下回っている状況です。なお、「第1号被保険者一人当たりの保険給付」の指数についても比較したところ、北部圏域の施設サービス及び居住系サービスの値がより顕著に大きくなっています。

図表2-38 サービス類型別の利用状況(認定者一人当たりの保険給付(東三河全体を100とした場合の指数))

	全体													
	居宅サービス						施設サービス				居住系サービス			
		訪問系サービス	通所系サービス	短期入所サービス	その他サービス		老人ホーム	特別養護	介護老人保健施設	療養型医療施設	介護医療院、介護	生活介護	特定施設入居者	グループホーム
東三河全体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
南部圏域	100	103	105	104	101	102	96	97	96	93	95	103	93	93
北部圏域	101	76	60	73	93	87	128	121	128	156	134	76	154	154

※特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護は地域密着型を含む



資料：令和4年4月利用分(人口は4月末) 介護給付費統計(東三河広域連合)

図表2-39 サービス類型別の利用状況(被保険者一人当たりの保険給付(東三河全体を100とした場合の指数))

	全体													
		居宅サービス					施設サービス				居住系サービス			
		訪問系サービス	通所系サービス	短期入所サービス	その他サービス		老人ホーム	特別養護	介護老人保健施設	療養型医療施設	介護医療院、介護	生活介護	特定施設入居者	グループホーム
東三河全体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
南部圏域	98	101	103	101	99	100	94	95	94	91	93	101	91	91
北部圏域	121	91	72	88	112	104	153	145	153	187	160	91	184	184

※特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護は地域密着型を含む

資料：令和4年4月利用分(人口は4月末) 介護給付費統計(東三河広域連合)

イ 北部圏域は居宅サービス事業所が少なく、施設・居住系サービス事業所が多い

介護サービス資源(介護サービス事業所数)については、第1号被保険者千人当たりで南北圏域間を比較した場合、北部圏域の方が概ね多い状況ですが、サービス利用の対象者である要介護等認定者千人当たりで比較した場合、北部圏域は居宅サービス事業所が少なく、施設・居住系サービス事業所が多い状況となっています。中でも、訪問系サービスや通所系サービス事業所が少ない状況となっています。

図表2-40 南北圏域別の介護サービス事業所数

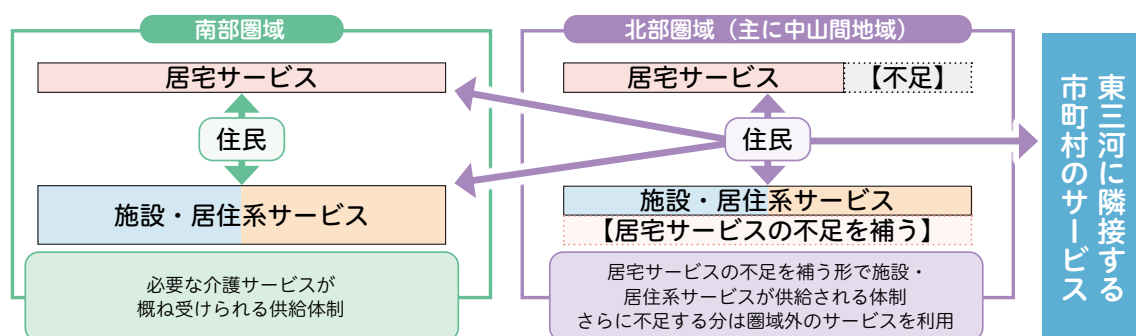
サービス累計		状況	被保険者千人当たりの事業所数			要介護等認定者千人当たりの事業所数		
		東三河			東三河			
		全体	南部圏域	北部圏域	全体	南部圏域	北部圏域	
全体合計		4.7	4.6	5.1	30.1	30.5	27.6	
居宅サービス		3.0	3.0	2.8	19.3	↑ 19.9	↓ 15.0	
訪問系サービス		1.0	1.0	0.7	6.2	6.5	3.7	
通所系サービス		1.4	1.4	1.4	9.2	9.4	7.4	
短期入所サービス		0.4	0.3	0.5	2.3	2.3	2.6	
その他居宅サービス (ケアマネジメントを除く)		0.3	0.3	0.2	1.6	1.7	1.3	
ケアマネジメント		0.9	0.9	1.1	5.9	→ 5.8	→ 6.0	
居宅介護支援		0.7	0.7	0.9	4.8	4.8	5.0	
介護予防支援		0.2	0.2	0.2	1.1	1.1	1.1	
施設サービス		0.4	0.4	0.6	2.4	↓ 2.3	↑ 3.2	
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)		0.3	0.3	0.3	1.7	1.7	1.8	
介護老人保健施設		0.1	0.1	0.1	0.5	0.5	0.8	
介護医療院・介護療養型医療施設		0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.5	
居住系サービス		0.4	0.4	0.6	2.5	↓ 2.4	↑ 3.4	
特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む)		0.1	0.1	0.0	0.4	0.4	0.3	
グループホーム		0.3	0.3	0.6	2.1	2.0	3.2	

資料：令和4年4月 事業所データ(東三河広域連合) 福祉用具販売や介護予防サービス事業所は含まない
千人当たりの事業所数=各圏域の事業所数/(各圏域の人口/1,000人)

ウ 北部圏域は居宅サービスの不足を補う形で施設・居住系サービスが供給される体制

南部圏域に比べて高齢者世帯の割合が高く、要介護等認定率が高い北部圏域では、生活支援等につながる居宅サービスのニーズがあるものの、とりわけ中山間地域では広範囲に高齢者宅が点在し、効率的なサービス提供が困難なことを要因として、事業所が不足している状況です。図表2-41のとおり、居宅サービス事業所の不足を補う形で施設・居住系サービスが供給される体制となっています。

図表2-41 南北圏域別の介護サービスの供給状況(イメージ)



(4) 平均要介護度の推移

ア 平均要介護度は全国的に軽度化傾向

全国平均・愛知県平均・東三河全体の過去5年間の平均要介護度を比較したところ、いずれも軽度化(要支援者の割合が増え、要介護者の割合が減る)傾向にあるものの、東三河地域はその傾向がより顕著となっています。

内訳では、前期高齢者(65歳～74歳)の平均要介護度は、全国平均はほぼ横ばいですが、愛知県平均と東三河地域は軽度化傾向にあります。また、75歳～84歳の高齢者の平均要介護度は、全国平均と愛知県平均でほぼ横ばいとなっています。東三河地域では、75歳～84歳の高齢者と85歳以上の高齢者の平均要介護度は、ともに軽度化傾向が顕著となっています。

図表2-42 全国平均・愛知県平均・東三河全体の平均要介護度と要支援・要介護の割合の推移

(年)

		全国平均					愛知県平均					東三河全体				
		平成30 2018	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	平成30 2018	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	平成30 2018	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022
第1号 被保険者 (65歳 以上)	平均 要介護度	2.01	1.99	1.99	1.97	1.98	1.92	1.92	1.92	1.90	1.91	1.96	1.92	1.89	1.85	1.83
	要支援の 割合	27.5%	28.2%	28.1%	28.1%	27.9%	30.9%	31.4%	31.5%	31.7%	31.6%	27.6%	29.7%	30.6%	31.6%	32.6%
	要介護の 割合	72.5%	71.8%	71.9%	71.9%	72.1%	69.1%	68.6%	68.5%	68.3%	68.4%	72.4%	70.3%	69.4%	68.4%	67.4%
(内訳) 第1号 被保険者 65～74歳	平均 要介護度	1.90	1.89	1.89	1.90	1.91	1.88	1.89	1.90	1.89	1.91	1.90	1.86	1.84	1.85	1.81
	要支援の 割合	31.6%	32.1%	32.1%	31.7%	31.4%	35.0%	35.3%	35.6%	35.7%	35.8%	33.7%	35.1%	37.0%	36.9%	38.5%
	要介護の 割合	68.4%	67.9%	67.9%	68.3%	68.6%	65.0%	64.7%	64.4%	64.3%	64.2%	66.3%	64.9%	63.0%	63.1%	61.5%
(内訳) 第1号 被保険者 75～84歳	平均 要介護度	1.78	1.76	1.76	1.75	1.76	1.74	1.74	1.75	1.73	1.74	1.78	1.72	1.70	1.68	1.65
	要支援の 割合	33.6%	34.3%	34.3%	34.2%	33.9%	36.2%	36.8%	36.6%	36.8%	36.4%	33.2%	35.3%	36.2%	37.1%	37.9%
	要介護の 割合	66.4%	65.7%	65.7%	65.8%	66.1%	63.8%	63.2%	63.4%	63.2%	63.6%	66.8%	64.7%	63.8%	62.9%	62.1%
(内訳) 第1号 被保険者 85歳 以上	平均 要介護度	2.19	2.17	2.15	2.12	2.12	2.08	2.07	2.05	2.02	2.02	2.10	2.05	2.01	1.95	1.93
	要支援の 割合	22.2%	23.1%	23.2%	23.6%	23.6%	25.5%	26.2%	26.6%	27.2%	27.3%	22.6%	25.0%	26.0%	27.4%	28.5%
	要介護の 割合	77.8%	76.9%	76.8%	76.4%	76.4%	74.5%	73.8%	73.4%	72.8%	72.7%	77.4%	75.0%	74.0%	72.6%	71.5%

資料：各年4月末日現在 介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)

平均要介護度 = (要支援1の人数×0.25 + 要支援2の人数×0.5 + 要介護1の人数×1 + 要介護2の人数×2 + 要介護3の人数×3 + 要介護4の人数×4 + 要介護5の人数×5) ÷ 要介護等認定者数

イ 全国的に高齢者の若返り現象が見られる

「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議(厚生労働省 令和元年10月開催)」によると、「現在の高齢者は、10～20年前と比較して加齢に伴う身体・心理機能の変化の出現が5～10年遅延しており、若返り現象が見られている。特に、前期高齢者においては、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めている」とされており、全国的にも高齢者が健康的になっていることが示されています。

一方で、「身体・精神機能の維持・変化は高齢になるほど個人差が大きい」とも述べられており、高齢者全体で見た場合の傾向として捉えておく必要があります。

(5) 東三河地域の軽度化傾向の状況

ア 新規申請者は近年で若年化傾向

要介護等認定者全体の軽度化傾向には、比較的軽度者が多い新規申請(新たに要介護等認定の申請をした)者の状況が影響を与えるものの一つとして考えられます。

東三河地域では89歳前後で二人に一人が要介護等認定者になる状況の中で、過去5年間の新規申請者の構成割合は、前期高齢者や75歳～84歳の後期高齢者で増加している一方、85歳以上の後期高齢者で減少しています。

特に、第1号被保険者構成割合で見た場合の前期高齢者の割合が減少(51.0%→48.0%)する中、新規申請者構成割合では増加(11.4%→15.7%)していることから、東三河地域では近年、今までよりも若い段階で要介護等認定を新たに受ける傾向にあることが分かります。

図表2-43 年齢階級別新規申請者の構成割合 [東三河全体]

	平成30 2018	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022
65～74歳	11.4%	12.9%	15.5%	14.0%	15.7%
75～84歳	34.9%	38.0%	40.5%	39.9%	42.1%
85歳以上	53.8%	49.1%	44.0%	46.1%	42.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：新規申請者数は年間合計 介護保険システム(東三河広域連合)
令和4年度のみ10月末時点(要介護等認定結果が出た者のみ)

図表2-44 年齢階級別被保険者の構成割合 [東三河全体]

	平成30 2018	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022
65～74歳	51.0%	49.9%	49.1%	49.3%	48.0%
75～84歳	33.8%	34.5%	34.8%	34.1%	34.9%
85歳以上	15.2%	15.7%	16.1%	16.7%	17.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：各年4月末日現在
介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)

イ 新規申請者の平均要介護度は軽度化傾向

新規申請者の平均要介護度を確認したところ、東三河地域では近年、全体で1.40から1.36と推移しており、いずれの年齢階級でも軽度化傾向にあることが分かります。

図表2-45 年齢階級別新規申請者の平均要介護度 [東三河全体]

	平成30(2018)	令和1(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)
65～74歳	1.72	1.75	1.65	1.61	1.64
75～84歳	1.36	1.35	1.38	1.38	1.30
85歳以上	1.37	1.34	1.34	1.37	1.31
計	1.40	1.39	1.40	1.41	1.36

資料：新規申請者数は年間合計
介護保険システム(東三河広域連合) 令和4年度のみ10月末時点(要介護等認定結果が出た者のみ)

ウ 事業対象者の出現割合は増加傾向

事業対象者(基本チェックリストを実施した結果、日常生活における何らかのリスクがあると判定され、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業等が利用できる者)の出現割合については、東三河地域では近年、いずれの年齢階級でも増加傾向にあることが分かります。

図表2-46 年齢階級別事業対象者の割合 [東三河全体]

	平成30 2018	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022
65～74歳	0.09	0.09	0.09	0.10	0.11
75～84歳	0.46	0.59	0.57	0.61	0.66
85歳以上	1.02	1.08	1.11	1.09	1.22
計	0.36	0.42	0.42	0.44	0.49

資料：事業対象者数は各年9月末時点 介護保険システム(東三河広域連合)
被保険者数は各年9月末日現在 介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)
事業対象者の出現割合 = 事業対象者数 ÷ 第1号被保険者数



(6) 軽度化傾向の要因分析(まとめ)

図表2-47 軽度化傾向の要因分析(まとめ)

